ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８８９　薬理作用の異なる抗菌薬（細菌感染症）の併用投与について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

細菌感染症に対する薬理作用の異なる次の抗菌薬（抗生物質を含む。）※の併用投与は、原則として認められる。

※　抗ウイルス薬、抗真菌薬を除く。

⑴　複数の内服薬

⑵　複数の注射薬

⑶　内服薬と注射薬

○　取扱いを作成した根拠等

細菌感染症が疑われた際は、まず、原因菌を特定した上でそれに応じた抗菌薬を投与することになる。ただし、原因菌の特定前に治療を開始する必要がある場合や複数の細菌が原因菌として想定される場合には、複数の抗菌薬の投与を考慮せざるを得ないこともある。基本は経口薬であるが、重症度に応じて内服薬と注射薬、複数の注射薬などを併用することにより効果的な治療法の選択が可能となる。

以上のことから、細菌感染症に対する上記薬理作用の異なる抗菌薬（抗生物質を含む。）の併用投与は、原則として認められると判断した。